

発行：別府市上下水道局

発行部数：5,000部

所在地：〒874-0903 別府市大字別府字野口原3088番27

電話：0977-23-0361（代表）

URL：http://www.city.beppu.oita.jp/suido



雲→雨→川→
浄水場→家→処理場→
海→雲→・・・
自然の恵みに感謝！



スウィッキー
別府市上下水道局
公式キャラクター

水循環を一体的に管理しています!!

令和2（2020）年4月1日に別府市上下水道局が誕生して、1年が経過しました。

生命の根幹である水は、色々な形に変化しながら生活環境の中で循環しています。このかけがえのない資源を守るためには、自然環境にも配慮しなければなりません。

私たち上下水道局の基本理念である「安心・安全な水をいつまでもお客さまのもとへ」の実現に向け、職員一丸となって取り組んでいます。



第63回 水道週間ポスター



●水道週間とは？

水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道の今後の発展に役立てるため、厚生省（現：厚生労働省）が昭和34（1959）年に設けたもので（今年で63回目）、毎年6月1日から7日までの1週間実施されています。

6月1日から7日は水道週間

蛇口からいつも流れてくるきれいな水。

私たちは食事、洗濯、入浴など暮らしの中のあらゆる場面で、水を使います。

別府市では24時間体制で、細心の注意を払いながら、安心・安全な水を市民の皆さんに届けています。

この機会に“水（みず）”について考えてみませんか？

※ 質問・不明な点など、詳しくは
総務課総務係 TEL 23-3108 まで

9月10日は下水道の日

普段は、目にする事の少ない下水道。

私たちが家庭で使って汚れた水（汚水）は、家の下にある排水管を通り、下水道管に流れ、下水処理場に運ばれます。様々な処理を行いきれになった水は、消毒して川や海に戻します。

また、市街地の雨を速やかに排除し、私たちの暮らしを守ることも下水道の大きな役割です。

下水道は、見えないところで私たちの安心・安全で、快適な生活を支えています。



●下水道の日とは？

下水道に対する理解と関心を深め、その普及を促進するために、昭和36（1961）年、下水道の全国的な普及を図るため、当時の建設省（現：国土交通省）と厚生省（現：厚生労働省）が協議して「全国下水道推進デー」として始まりました。平成13（2001）年、より親しみのある名称にと「下水道の日」に変更されています。



第60回 下水道の日ポスター



身近なギモンにお答えします！



日常生活の中で、欠かすことができない水道や下水道。普段は意識していないかもしれませんが、「これって、どうなんだろう？」とふと疑問に思うことはありませんか？今回は、お客さまから寄せられた質問にQ&A方式でお答えします。

Q. 水道水から塩素臭がします。飲んでも大丈夫でしょうか？

A. 大丈夫です。ご安心ください。

塩素は、水道水を消毒するために入れるものです。病原菌などに対して消毒効果がありますが、人体に対して影響はありませんので、ご安心ください。



水道水は、蛇口での残留塩素濃度が0.1mg/ℓ以上を保持することが、法律で定められています。



ちなみに、塩素臭が気になる場合は、①一晩汲み置く ②湯冷ましにする と感じなくなりますが、消毒効果はなくなってしまいますので、早めのご使用をお願いします。

Q. 水道水の値段は、いくらですか？

A. 約0.16円/ℓです。

この値段は、令和元（2019）年度の供給単価162.24円/㎡を1ℓあたりに換算したものです。

供給単価とは、別府市全体（一般家庭・ホテル・商業施設・病院・工場など全て）のお客さまが使用した水量1㎡（1,000ℓ）当たりについて、どれだけの収益を得ているかを表しています。

また、別府市の水道料金体系は、用途別（使用する用途によって、単価が異なる）・段階別逓増料金（多く使用すれば、単価が高くなる）を採用しているため、あくまで参考値（平均値）として考えてください。



身近なもので言えば、2ℓのペットボトルが0.32円、お風呂1杯（300ℓ）が48円となります。



Q. マンホールは、何のためにあるの？

A. 下水道管の点検や掃除をするときに、人や機械が出入りするためです。

マンホールは、「マン（人）」と「ホール（穴）」を組み合わせた言葉で、「人が出入りする穴」という意味です。

ちなみに、別府市内には約10,300箇所に設置されています。



Q. ミネラルウォーターと水道水の違いは？

A. 製造に使用している水（原水）や、安全性を確保するための水質基準など、違いはさまざまです。

原水の違いが挙げられます。ミネラルウォーターは、ミネラル分が溶解した地下水などを原水としているのが一般的ですが、別府市の水道水は、主に河川の表流水を原水としています。



また、成分の基準値を定める法律が違います。清涼飲料水であるミネラルウォーターは、食品衛生法の規格基準により、飲用を前提とした水道水は、水道法の水質基準（51項目）により検査が義務付けられています。

Q. なぜ、ティッシュペーパーをトイレに流してはいけないのですか？

A. 排水管などが詰まる可能性があります。

ティッシュペーパーやおむつなどは、水に溶けません。トイレに流してしまうと、家の中の排水管が詰まる可能性があります。



特に、市販されているトイレクリーナーに「トイレに流せる」といった表示がある製品にはご注意ください。水洗トイレのメーカーでは、便・トイレットペーパー以外のものを流すことを禁止しています。また、トイレットペーパーには「ほぐれやすさ」の基準が日本産業企画により規定されていますが、トイレクリーナーの一部製品で、この基準をクリアしていないものがあるとして消費者庁が注意喚起を行っています。



トイレには流さずに、可燃ゴミとして処分し、便・トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

その他ご質問などございましたら、お気軽にお問い合わせください。

※ 質問・不明な点など、詳しくは
総務課総務係 TEL 23-3108
下水道課管理係 TEL 21-1486 まで